

○松浦市有料広告掲載に関する基本要綱

平成20年3月28日

告示第51号

(趣旨)

第1条 この告示は、松浦市(以下「市」という。)が自主財源の確保のために募集する広告(以下「広告」という。)を、市が管理する広告媒体に、有料で掲載、掲示又は設置等(以下「掲載」という。)することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載)

第2条 前条に掲げる広告を掲載することができる広告媒体は、次のとおりとする。

- (1) 市報
- (2) 市公式ホームページ
- (3) その他市長が広告掲載を認めるもの

2 前項各号に掲げる広告媒体に係る広告の規格、掲載方法、掲載料及び選定基準その他必要な事項は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 政治性及び宗教性のあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 社会問題についての主義主張
- (4) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)、薬事法(昭和35年法律第145号)、医療法(昭和23年法律第205号)等の法令又は各種産業界の公正競争規約等の各種規制に該当すると認められるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業及び風俗関連営業に関するもの
- (7) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (8) 公衆に不快の念を与え、又は危害を加えるおそれがあるもの
- (9) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適當であると市長が認めるもの

(審査機関)

第4条 市に松浦市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査事項)

第5条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当するおそれのある広告に関する事項
- (2) その他必要と認められる事項

(組織)

第6条 審査会は、総務課長、まちづくり推進課長及び学校教育課長をもって組織する。

- 2 審査会に会長を置き、まちづくり推進課長をもってこれに充てる。
- 3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 審査会の会議は、会長が招集し、議事は出席者の過半数で決定する。
- 3 審査会は、広告を掲載しようとする広告媒体を主管する課局長を会議に出席させ、その表示内容について意見又は説明を聴くものとする。

(意見の聴取)

第8条 審査会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第9条 審査会の庶務は、まちづくり推進課が行う。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から平成20年5月6日までの間における第6条及び第9条の規定の適用については、第6条中「、総務課長、企画財政課長」とあるのは「、総務課長、財政課長、企画振興課長」と、第9条中「総務課」とあるのは「企画振興課」とする。

附 則(平成22年告示第38号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第95号)

この告示は、告示の日から施行する。